

秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、「秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託」の実施に当たり、必要事項を定めるものである。

2 事業の目的

「秋田県障害者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を享受・創造するため、障害者による文化芸術活動を推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

3 委託期間

令和8年5月1日（金）から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

支援センターの運営に係る次の業務を実施すること。

（1）相談窓口の設置

障害者の文化芸術活動に係る相談窓口を設置し、障害者や家族、福祉施設からの表現活動・著作権・作品販売等に関する問合せに対応すること。

ア 電話による対応は、平日午前9時から午後4時まで（年末年始、祝祭日を除く。）とする。

イ 必要に応じて、弁護士等専門家の助言を得ながら相談業務を行う。

ウ 相談内容及びその対応については、記録を行い定期的に県に報告する。

エ 必要に応じて障害福祉サービス事業所等において相談対応や情報収集を行う。

（2）研修やワークショップ等の開催

創作活動を支援する福祉施設職員等の育成及び相互のネットワーク形成のための意見交換会・研修・ワークショップを年2回以上開催すること。

ア 内容を企画し、講師との調整、開催案内チラシ作成・発送、事前準備から当日運営を含めた一切の業務を行う。

イ 今後の参考とするため、参加者に対してアンケート調査を実施する。

（3）障害者芸術福祉展の実施

障害者の自立と社会参加の促進及び障害への理解を深めることを目的に、障害者の芸術文化の展示会を開催すること。

- ア 開催日 年1回、1日ないし2日間程度
- イ 会場 秋田市中心市街地を想定しているが、申請者の提案による。
- ウ 実行委員会の開催
実行委員を選出し、テーマの募集及び選考、ポスターデザインを検討する。

- エ 障害者芸術福祉展の開催
障害者による文化芸術作品を募集し、表彰を行う。

- オ 事業実施に必要な関連業務
- ・ポスター、チラシ等による広報活動
 - ・障害者芸術に資する講演会やワークショップ等
 - ・パフォーマンスステージ
 - ・会場の設営及び撤去
 - ・作品募集要項、プログラム等の作成及び配布
 - ・式典対応や謝金、旅費の支給
 - ・その他、障害者の芸術文化活動の振興に関する催しの企画及び実施

(4) 情報収集・発信

ウェブサイト等による情報発信のほか、芸術文化通信を発行すること。

(5) 運営協議会の設置

支援センターの運営等に係る助言と協力を得るため、関係機関等による運営協議会を設置すること。

(6) 支援センター事業の周知

支援センターを紹介するウェブサイトとリーフレット（印刷物）等により周知を行うこと。

5 成果品等

成果品を次のとおり作成し、県に提出すること。

(1) 内容

ア 実施報告書（カラー、2部）

本仕様書の内容に従い本業務を実施し、完了したことを、次の内容を含めて作成する。

- ・障害者やその家族から寄せられた相談内容と回答（対応）一覧
- ・研修やワークショップ等の様子を撮影したカラー写真
- ・研修やワークショップ等を対象としたアンケート調査の実施結果及び分析結果
- ・障害者芸術福祉展の実施結果

- ・カラー印刷の元データを、電子データで提出する。
 - イ 広報物（カラー、2部）
 - ・研修やワークショップ等の広報・宣伝に用いたチラシ等の広報媒体
 - ウ その他、本業務で作成した資料のうち、県が指示する資料 一式
- (2) その他
- ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。
 - イ 写真等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

6 契約に関する条件等

(1) 契約金額及び委託料の支払

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含む。委託料の支払は精算払を原則とするが、契約履行中に概算払することができる。

(2) 再委託等について

- ア 受託者は、本業務のすべて又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先、再委託する内容等を事前に協議の上、県の承認を得なければならない。
- ウ 受託者は、再委託する場合には、秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めなければならない。

(3) 業務の履行に関する措置

- ア 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- イ 受託者は、アの要求があったときは、その結果を要求のあった日から10日以内に、県に書面で提出するものとする。

(4) 権利の帰属等

受託者は、県の承諾なしに映像又は素材を他に流用することができない。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、契約終了後も同様

とします。

(6) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報等を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

(7) 本事業は、厚生労働省の身体障害者福祉費補助金（障害者芸術文化活動普及支援事業）の助成を受けるものであり、本仕様書のほか、その実施要領等に則り、事業を実施すること。また、同事業による会議や研修会にも積極的に参加すること。

(8) 本事業の実施に当たっては、「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例※1」第9条及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する秋田県職員対応要領※2」第5条に規定する合理的配慮について留意すること。

※1 美の国あきたネット 検索番号 10214

「障害を理由とする差別の解消の推進について」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10214>

※2 美の国あきたネット 検索番号 10606

「秋田県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10606>

(9) イベント保険（来場者傷害保険・借用施設物損等）には必ず加入することとし、保険料は受託者の負担とする。

7 その他

(1) 本業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

(2) 本仕様書の記載事項に疑義が生じたときは、双方協議の上、決定する。